

# JUオークションカード会員規約 (令和6年2月26日)

## 第1章 一般条項

**第1条(会員)** 会員とは、本規約を承認の上、株式会社オリエントコーポレーション(以下「オリコ」という)に対し、オリコが発行するクレジットカード(以下「カード」という)の申込みをし、オリコが認めた法人又は個人事業主の方をいいます。

**第2条(カードの管理・有効期限等)** (1)カードの所有権はオリコに帰属するものとし、オリコは、会員にカードを貸与します。又、カードは会員のみが利用できるものとし、会員は、善良なる管理者の注意をもってカード(カードの券面上に記載されたカード番号、有効期限等のカード情報を含む)の利用、管理をするものとし、他人に貸与、預入れ、譲渡、質入れ、担保提供等に利用することや、カードの利用に伴う場合を除いてカード情報の提供を行うことはできません。(2)カードの有効期限は、カード券面に表示します。尚、会員より脱会の申出がなく、一定のカードの利用がありオリコが引続き会員として認める場合は更新されますが、オリコが定める一定の期間カードの利用がない場合はオリコの判断により更新されないものとします。

**第3条(カードの機能)** (1)会員は、カードをオリコと各オークション運営企業・組合(以下「オークション主催者」という)の提携に基づき、オークション主催者のオークション会場において利用できます。(2)会員は、カードを利用して、オークション会場で商品の購入をすることができます。

**第4条(事業者用カード)** (1)会員は、会員にとって営業のためにもしくは営業として締結する売買契約、役務提供契約(以下「原因取引」という)に基づいてオークション主催者に対し負担する金銭債務を決済するためにカードを利用することができ、これ以外の目的で利用しないものとします。(2)会員は、本規約に基づく取引が割賦販売法の適用を受けないことを確認します。

**第5条(カードの利用方法)** (1)会員は、本規約を承認の上、会員がオークション規約に基づく参加資格を有するオリコと提携したオークション主催者のオークション会場でカードを提示し、所定の売上票にカードと同一の署名を行うことにより商品を購入することができます。尚、オークション会場に設置されている端末機で、所定の手続きを行うことにより、売上票への署名に代える場合があります。又、電子商取引、通信販売、電話予約販売等、オリコが特に認めた場合には、会員はオリコが指定する方法により会員のカードの提示、売上票への署名等を省略することができます。又、オリコが特に認めた場合は、カードの提示を省略し、これに代わる方法をとる場合もあります。(2)第1項に基づき会員がカードを利用した場合、会員はカードの利用代金をオリコが会員に代わって、オークション主催者に立替払いすることを委託するものとし、カードの利用代金に手数料を加算した額(以下「カードの支払金」という)をオリコに支払うものとします。(3)1回当たりの利用可能枠は、オリコが定めた額までとします。但し、カード利用の際、オークション会場を通じてオリコの承認を得た場合は、この利用可能枠を超えて利用することができます。

**第6条(支払方法)** (1)カードの支払金の支払方法は翌月1回払いとします。(2)カードの利用代金は原則として毎月末日に締切り、当月1日から末日までのご利用分を翌月27日にお支払い頂きます。尚、事務上の都合により翌々月以降の27日にお支払い頂くことがあります。(3)会員の支払回数、支払期間、実質年率は、次の通りとなります。尚、会員は期限の利益を放棄して支払期間より前にお支払いすることができます。この場合、利用日の翌日から支払日までの期間は、その日数にかかわらず30日とみなした実質年率が適用されることに会員は異議がないものとします。又、一部オークション会場によっては、支払方法、支払回数、支払期間、実質年率等が次とは異なる場合があります。尚、この場合手数料があるときは、公租公課も含むものとします。

a.支 払 回 数 (回)	1
b.支 払 期 間 (カ月)	1
c.手 数 料 の 料 率 (%) 実 質 年 率	14.4%(月利1.2%)
d.現金価格100円当たりの手数料額(円)	1.2

(4)カードの支払金は、ご利用代金に手数料を加算した金額となります。

(例)現金価格100,000円、1回払いの場合 ①手数料100,000円×1.2円÷100円=1,200円

②支払総額100,000円+1,200円=101,200円

(5)第3項のcについては、金融情勢等の変動により改定させて頂くことがあります。又、第24条の規

定にかかわらず、オリコから手数料の変更の通知をした後は、通知した時におけるカードの利用残高の全額に対しても、改定後の手数料が適用されることに会員は異議がないものとします。(6)会員は、カードにより購入した商品に瑕疵等があった場合であっても、当該利用代金を支払うものとします。

**第7条(商品の引取り及び評価・充当)** (1)会員が期限の利益を喪失したときは、オリコは商品を取引することができるものとし、会員はオリコより商品の引渡しを要求されたときは、直ちに商品をオリコに引渡すものとします。(2)会員は、オリコが第1項により商品を取引したときは、客観的にみて相当な価格をもってオリコの負担した当該商品の取引・保管・査定・換価に要する費用及び本契約に基づく当該商品に係る会員のオリコに対する債務の弁済に充当することに同意します。

**第8条(カードの利用可能枠)** (1)カードの利用可能枠は、オリコが認めた金額とします。但し、オリコは必要と認めた場合にいつでも利用可能枠を変更できるものとします。(2)会員は、オリコが承認した場合を除き、利用可能枠を超えてカードを利用することはできないものとします。(3)会員は、オリコの承認を得ずに利用可能枠を超えてカードを利用した場合は、オリコの判断により利用可能枠を超えた額、又は残債務全額を直ちに一括して支払うものとします。

**第9条(反社会的勢力の排除)** (1)会員及び連帯保証人は、会員(会員が法人にあってはその代表者を含む)又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等、テロリスト等、日本政府又は外国政府が経済制裁・資産凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という)に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。④暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。⑤役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。(2)会員又は連帯保証人は、自ら(会員が法人にあってはその代表者を含む)又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた不当な要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いてオリコの信用を毀損し、又はオリコの業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。(3)会員又は連帯保証人が、暴力団員等もしくは第1項各号に該当した場合、もしくは第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合、オリコは、会員に通知することなく直ちにカードの利用を停止もしくは会員資格を喪失させることができ、かつ、オリコに生じた損害の賠償を請求することができるものとします。この場合、会員又は連帯保証人は、会員又は連帯保証人に損害が生じたときでも、オリコに対し何らの請求をしないものとします。

**第10条(紛議・支払停止等)** 会員は、カードを利用しオークション主催者から購入した商品等につき、その引渡し、欠陥(種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合)、汚損、破損、数量不足等のオークション主催者との間の一切の紛議については、全てオークション主催者との間で解決するものとし、これを理由にオリコに対する支払いの停止及び既払金の返還は主張できないものとします。

**第11条(連帯保証)** (1)連帯保証人は、会員がオリコに対して負担するカードの利用元金、手数料、遅延損害金その他従たるものを含む一切の債務について会員と連帯して履行の責を負い、オリコの都合によって担保又は他の保証を変更、解除されても異議を述べないものとします。(2)第1項の連帯保証の極度額は、金2,000万円とします。但し、カード利用可能枠が2,000万円を超過する場合は、別途、連帯保証の極度額を定めるものとします。(3)連帯保証人は、連帯保証人が保証債務を履行した場合、代位によってオリコから取得した権利は、会員のオリコに対する債務が完済されるまでこれを行わないものとします。(4)オリコが連帯保証人の一人に対して行った履行の請求は、会員に対してもその効力が生じるものとします。(5)連帯保証人は、会員から民法第465条の10第1項各号に定める情報の提供を受けていることを確認します。又、会員は、オリコに対して、会員が連帯保証人に提供したこれらの情報が真実かつ正確であることを表明し、保証するものとします。

**第12条(支払債務の充当順位)** 会員は、会員の返済金が、本規約及びその他の契約に基づきオリコに対して負担する一切の支払債務を完済させるに足りないときは、会員への通知なくして、オリコの

適当と認める順序、方法により何れの債務に充当されても異議ないものとします。

**第13条(費用の負担)** (1)会員は、次の費用を負担するものとします。①支払いに要する費用(銀行、コンビニエンスストア等所定の手数料)。②オリコから会員へ返金が発生した場合は、返金手数料として返金方法に応じて550円～880円(税込)。(2)会員は、第6条に基づく利用代金の支払いを遅滞した場合には、次の費用を負担するものとします。①支払いを遅滞したことによりオリコが振込用紙の送付、再度口座振替等の再請求手続きを行ったときは、1回につき330円(税込)。②支払いを遅滞したことによりオリコが書面による催告をしたときは、当該催告に要した費用(郵送料等の実費)。

**第14条(相殺)** オリコは、本規約に基づきオリコが有する債権につき支払期限が到来したときは、オリコが会員との他の契約に基づき負担する債務といつでも相殺することができるものとします。

**第15条(ご利用代金明細書発行)** (1)オリコは、次の各号に定める何れかに該当する場合、会員にご利用代金明細書を郵送にて通知するものとし、この場合、会員はオリコ所定の発行手数料を支払うものとします(ご利用代金明細書を再発行して郵送した場合も含む)。①会員が、電磁的方法による通知を希望しない場合。②会員が、口座振替の登録をしていない場合(登録が完了していない場合を含む)。③会員が、電磁的方法による通知を受けるためのオリコ所定の手続きを完了させていない場合。④オリコの都合により、電磁的方法による通知ができない場合。(2)第1項にかかわらず、次の各号に定める何れかに該当する場合、発行手数料の支払いは発生しないものとします。①第1項第4号に該当する場合。②郵送されるご利用代金明細書の請求内容に、法令に基づきオリコが書面交付義務を負うご利用分が含まれる場合。(3)発行手数料の内容を変更する場合には、オリコが予め会員に変更内容を通知又はホームページ等で公表するものとし、変更内容が通知又は公表がなされた後に会員がカードを使用したときは、会員はその内容を承諾したとみなすことに異議ないものとします。

**第16条(カードの再発行)** (1)カードについて、紛失、盗難、毀損、滅失、無効等が生じた場合、会員は、オリコに対し再発行を請求することができるものとし、オリコが承認したときにカードは再発行されるものとします。(2)第1項の場合、会員は、オリコ所定のカード再発行手数料を支払うものとします。尚、カード再発行手数料のみの請求の場合は会員への案内を行わない場合があります。又、カード再発行手数料は理由のいかんにかかわらず返還しないものとします。

**第17条(期限の利益の喪失)** (1)会員が次の何れかに該当したとき、又は連帯保証人が②～⑤もしくは(2)②に該当しオリコの要求する代担保、増担保の提供もしくは連帯保証人の追加に応じないときは、当然に本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対して負担する一切の支払債務について期限の利益を失い、当該未払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。①本規約に基づく債務の支払いを1回でも遅滞したとき。②自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。③強制執行、仮処分、仮差押、滞納処分等の申立てを受けたとき。④破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産手続きの申立てを受けもしくは自ら申立てたとき。⑤債務の整理、調整に関する申立てがあったとき。⑥会員が商品(権利も含む)の質入れ、譲渡、賃貸その他オリコの所有権を侵害するような行為をしたとき。(2)会員が、次の何れかの事由に該当したとき、又は連帯保証人が以下③の事由に該当したときは、オリコの請求により、本規約に基づく一切の債務及びその他の契約に基づいてオリコに対して負担する一切の支払債務について、期限の利益を失い、当該支払債務の全額を直ちにお支払い頂くものとします。①本規約上の義務に違反し、その違反が重大であるとき。②失踪もしくは刑事上の訴追を受け、又は本規約以外の契約に基づく債務について期限の利益を喪失する等、会員の信用状態が著しく悪化したとき。③第9条に規定する暴力団員等もしくは同条第1項各号に該当した場合、もしくは同条第2項各号の何れかに該当する行為をし、又は同条第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。

**第18条(遅延損害金)** (1)会員が本規約に基づく債務の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで当該遅延額に対し年14.6%の遅延損害金をオリコに支払うものとします。(2)会員が本規約に基づき期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失日から完済に至るまで未払債務の全額に対し年14.6%の遅延損害金をオリコに支払うものとします。

**第19条(カード利用の一時停止と会員資格の喪失)** (1)会員が、次の各号に定める何れかに該当したときは、オリコは、会員に通知することなくカードの全部又は一部の利用を停止し、又は会員資格を喪失させることができるものとし、これらの措置とともに、オークション主催者に対し当該カードの無効を通知することがあります。①オリコに対して虚偽の申告をした場合。②本規約の何れかに違反した場合。③本規約に基づく支払債務その他オリコに対する一切の支払債務の履行を怠った場合。

④期限の利益の喪失事由の何れかに該当した場合。⑤オリコもしくは個人信用情報機関の情報等により会員の信用状態に重大な変化が生じ、又は生じるおそれがあるとオリコが判断した場合。⑥第三者による利用、換金を目的とした商品の購入等、カードの利用状態が適当でないとオリコが判断した場合。⑦会員又は会員の実質的支配者が国家元首及び政府、中央銀行その他これらに類する機関等において重要な地位を占める者又はこれらの者であった者、並びにそれらの者の家族に該当した場合。⑧オリコが前号にかかる調査のため、会員に対して本人確認書類その他オリコが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。⑨会員への通知、連絡が不能とオリコが判断した場合。⑩オリコが会員に対して本人確認書類その他オリコが必要と認める書類の提出を求めたにもかかわらず、会員から当該書類が提出されない場合。⑪カード又はカード情報の第三者による不正使用の可能性があるとオリコが判断した場合。⑫その他オリコが会員として不適当と判断した場合。⑬会員が法人でなくなった場合、又は法人の代表者の変更があった場合。⑭法人が法人口座からの代金の引落しを拒絶した場合。⑮会員が個人事業主の場合は、オリコが会員を個人事業主ではなくなったと判断した場合。⑯会員がオークション主催者との原因取引にかかわる契約が終了したとオリコが判断した場合。(2)第1項に該当し、オリコ又はオリコの委託を受けた者よりカードの返却を求められたときは、会員は直ちに貸与された全てのカードを切断する等利用不能の状態にした上で、返却するか又は会員の責任において破棄するものとします。(3)会員がオリコの発行する複数のカードの会員となっている場合において、その何れかについて第1項各号の何れかひとつに該当した場合、会員の保有するオリコが発行する全てのカードについて、第1項が適用されるものとします。

**第20条(悪質な迷惑行為等の禁止)** (1)会員は、次の各号の何れかに該当する行為を行ってはならないものとします。①正当な理由なく著しく長時間又は通常の業務時間外での対応を要求したり、既に行った対応と重複する対応を繰返し要求等することにより、オリコの業務を妨害すること。②本規約に定めるオリコの商品やサービスに通常求められる範囲を超えた過度な要求その他義務のないことを行うことを執拗に求めること。③オリコ又はオリコの委託先・派遣元等の従業員に対する差別、人格否定又は性的な言動、迷惑行為、威迫・脅迫的な行為、その他当該従業員等の安全が害されるおそれのある行為を行うこと。④その他オリコ又はオリコの委託先・派遣元等の従業員に対して、社会通念に照らして不適当な行為を行うこと。(2)オリコは、会員が第1項各号の何れかに該当する行為を行い、会員との信頼関係を維持することができない状態に至ったと認めた場合、第19条の規定を準用し、カードの利用を停止し又は会員資格を喪失させることができるものとします。

**第21条(担保)** (1)会員は、オークション主催者がオリコに対して負担する一切の債務を保全するため、次の各号に定める担保をオリコに提供するものとします。①売上代金が商品の購入代金であるときは、当該商品の所有権。②原因取引上の債務を担保するため、会員がオークション主催者に保証金その他の金員を差入れたときは、当該金員の返還請求権。(2)第1項第1号の規定は、次の各号の何れかに該当する場合については、適用しないものとします。但し、会員による次の各号の行為が、原因契約上の本来の目的の範囲内である場合に限りです。①会員が商品を第三者に売却した場合。②商品が消耗品であるときに、会員がその商品の全部又は一部を消費した場合。

**第22条(脱会)** 会員がその都合により脱会するときは、オリコに対してその旨の届出を行うものとします。尚、脱会の届出時において残債務がある場合、会員は当該残債務について引続き本規約に基づき支払いを継続するものとします。

**第23条(通知)** 会員は、会員資格の得喪及びカードの取扱いにおいて必要な会員に関する事項をオリコがオークション主催者に通知することに同意するものとします。

**第24条(債権譲渡)** 会員及び連帯保証人(以下「会員等」という)は、オリコが本規約に基づく債権及び権利を、オリコの資金調達、流動化その他の目的のため、必要に応じ取引金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)又は債権回収会社(以下「金融機関等」という。[オリコホームページ(<https://www.orico.co.jp>)]に掲載)に譲渡もしくは担保提供(質権及び譲渡担保の設定を含む)その他の処分をすること、オリコが譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること、並びにオリコが金融機関等との間で本規約に基づく債権及び権利に関するその他の取引をすることについて予め承諾します。

**第25条(届出事項の変更・調査)** (1)会員が個人事業主の場合、会員が個人事業主でなくなった場合は、直ちにオリコに届出するものとします。(2)会員等は、オリコに届出た住所(所在地)、氏名(名称)、電話番号、勤務先、業種、職種、実質的支配者、指定預貯金口座等について変更があった場合、所定

の届出書によりオリコに通知するものとします。又、会員等に係る後見人、保佐人、補助人、任意後見監督人が選任された場合には、登記事項証明書等を添付の上所定の届出書によりオリコに通知するものとします。通知を行わなかったことによる不利益は会員等の負担となります。(3) 会員等は、第2項の住所(所在地)、氏名(名称)の変更の通知を怠ったことにより、オリコからの通知又は送付書類等が延着又は不到達となっても、オリコが通常到達すべき時に到達したものとみなすことに異議ないものとします。但し、第2項の住所(所在地)、氏名(名称)の変更届出を行わなかったことについてやむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。(4) 会員等は、その財産、収入、信用等をオリコ又はオリコの委託する者が調査しても何ら異議ないものとします。

**第26条(規約の変更)** オリコは、民法第548条の4の定めに従い、予め、効力発生日を定め、本規約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、インターネットその他の適切な方法で法人会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。

**第27条(報告及び調査)** (1) 会員等は、財産・経営・業況等についてオリコから請求があったときは直ちに報告し、又調査に必要な便益を提供するものとします。(2) 会員等は、財産・経営・業況等について重大な変化を生じたとき又は生じるおそれがあるときは、オリコから請求がなくても直ちに報告するものとします。

**第28条(合意管轄裁判所)** 会員等は、本規約について紛議が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会員等の住所地又はオリコの本社、各支店・センターを管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意するものとします。

## 第2章 カードの紛失・盗難時の取扱い

**第29条(通知)** (1) 会員は、貸与されたカードに関し、次の各号の何れかの事由(以下「カード事故」という)を知ったときは、直ちにオリコにその旨を通知の上、最寄りの警察署にその旨を届出るものとします。この場合、会員は警察署に紛失届・被害届等を提出した上、オリコに対して、その届出が警察に受理されたことを証明する文書を提出するものとします。①カードを紛失し、又は盗難、詐取もしくは横領にあったこと、又はこれらのカードを利用して不正な取引が行われたこと。②第三者にカード番号、暗証番号、その他オリコから付与されたカードに係るID番号等を不正に取得され、又はこれらのデータを利用して不正な取引が行われたこと。③偽造カードが作成され、又は利用されたこと。(2) 会員は、オリコがカード事故の調査をするために必要と認めるときは、カード事故に関する資料等(被害状況等を記載した報告書、警察署の被害届出証明又は盗難届出証明等)の提出及びオリコ又はオリコの委託を受けた者による被害状況等の調査に関する協力をするものとします。(3) オリコは、カード利用について第三者による不正使用のおそれがある場合又は会員が第1項各号の何れかの事由に該当した場合であって、オリコが必要と判断したときは、カードを再発行し又はカード番号その他のカード情報を変更することができるものとします。

**第30条(免責)** 会員は次の範囲のカードの利用代金の支払債務について、支払義務を負わないものとします。①第29条第1項第1号、第2号に定めるカード事故を原因とするカードの利用代金についてはその通知日の60日前以降の利用分。②第29条第1項第3号に定めるカード事故を原因とするカードの利用代金。

**第31条(免責されない損害)** 第30条の定めにもかかわらず、カード事故について次の各号の何れかに該当する場合、会員は、当該利用代金についてオリコに対し支払いの責任を負うものとします。①カード事故が会員の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。②会員がカード事故の事実を認識しながら、オリコへの通知を怠ったとき、もしくはその通知を正当な理由なく遅延したとき。③カード事故が会員の家族、同居人、留守人その他これらに類する者の不正行為に起因するものであるとき。④カード事故が戦争、地震等に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされたものであるとき。⑤カード事故がカードを他人に譲渡、貸与又は担保差入れしたこと、並びにカード情報を他人に提供したことによって生じたものであるとき。⑥第29条第1項第1号、第2号に定めるカード事故による不正な利用が、会員のオリコへのカード事故の通知日から起算して61日以前に生じたものであるとき。⑦会員がカード事故の調査をするためにオリコが必要と認められた資料等の提出をしなかったとき、もしくは必要な調査に対する協力をしなかったとき。⑧会員がカード事故に関し虚偽の説明をしたとき。⑨カード事故が会員の本規約に違反する状況で行われたとき。

## 個人情報取扱に関する条項

**第1条(個人情報の収集・利用・保有)** 申込者(契約者、会員、連帯保証人予定者、連帯保証人を含む。以下同じ)は、株式会社オリエントコーポレーション(以下「当社」という)との本契約(本申込みを含む。以下同じ)に係る以下の個人情報(変更後の情報を含む。以下同じ)を本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信(保証審査・途上与信を含む。以下同じ)並びに与信後の管理のため、当社が保護措置を講じた上で収集・利用し、当社が定める相当な期間保有することに同意します。①属性情報(本申込時に記載・入力等した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話番号を含む。以下同じ)、eメールアドレス、勤務先内容、家族構成、居住状況等)②契約情報(契約の種類、申込日、契約日、利用日、利用店名、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額、利用額、利息、分割払手数料、保証料、諸費用、支払回数、毎月の支払額、支払方法、振替口座等)③取引情報(本契約に関する利用残高、月々の返済状況等(内訳を含む)、取引の現在の状況及び履歴その他取引の内容)④支払能力判断情報(申込者の資産、負債、収入、支出、本契約以外に当社と締結する契約に関する利用残高、返済状況等)⑤本人確認情報(申込者の運転免許証、パスポート、住民票の写し又は在留カード等に記載された事項)⑥映像、音声情報(個人の肖像、音声を磁氣的又は光学的媒体等に記録したもの)⑦公開情報(官報、電話帳、住宅地図等に記載されている情報)

**第2条(個人情報の利用)** (1)申込者は、当社が当社のクレジット事業、カード事業及びその他の金融サービス事業(注1)における下記①及び②の目的のために第1条①②③の個人情報、下記③の目的のために第1条①②③⑥の個人情報を利用することに同意します。①市場調査、商品開発②お客さま向け企画・宣伝物・印刷物の送付又は電話等による営業案内③契約又は法律に基づく権利の行使、義務の履行(注1)当社の金融サービス事業の具体的な内容については、当社ホームページ(<https://www.orico.co.jp>)等において公表しております。(2)申込者は、当社が本契約に基づく当社の業務を国内又は外国にある第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。

**第3条(個人関連情報の取得に関する同意)** 申込者は、本契約及び本契約以外の当社と締結する契約の与信及び与信後の管理のため、当社が以下の情報を第三者から提供を受け個人データとして取得することに同意します。①電話番号の現在及び過去の有効性に関する情報②住所及び当該住所に所在する住所の現況(電気・ガス等の公共サービスに設備情報を含む)に関する情報

**第4条(個人信用情報機関への登録・利用)** (1)申込者は、当社が申込者への与信又は与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び当該機関の会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、申込者に関する個人情報が登録されている場合には、当社がそれを利用することに同意します。(2)当社の加盟する個人信用情報機関の名称、住所、電話番号は以下の通りです。

①名 称：株式会社シー・アイ・シー(CIC)

(割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所：〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト15階

お問合せ先：0120-810-414(<https://www.cic.co.jp/>)

②名 称：株式会社日本信用情報機構(JICC)(貸金業法に基づく指定信用情報機関)

住 所：〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

お問合せ先：0570-055-955(<https://www.jicc.co.jp/>)

(3)申込者は、本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が当社の加盟する個人信用情報機関に下表に定める期間登録され、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員により申込者の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

登録情報	登録期間	
	CIC	JICC
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の何れかが登録されている期間	同左
本契約に係る申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
本契約に関する客観的な取引事実	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約継続中及び契約終了後5年以内 (但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内)
債務の支払いを延滞した事実	契約期間中及び契約終了後5年間	契約継続中及び契約終了後5年以内

(4) 当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は以下の通りです。

当社の加盟する個人信用情報機関	CIC	JICC
	JICC	CIC
当社の加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関	全国銀行個人信用情報センター ( <a href="https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/">https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/</a> ) 〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1 ☎03-3214-5020	同左

(5) 個人信用情報機関に登録する個人情報、申込者の氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、運転免許証等の記号番号等の属性に関する個人情報、契約の種類、契約日、商品名・役務名・権利名及びその数量・期間・回数、契約額又は極度額、支払回数、年間請求予定額、利用残高、支払状況等契約の内容、取引の履歴に関する個人情報の全部又は一部、及びその他各加盟する個人信用情報機関が定める情報となります。(6) 申込者は、本契約について支払停止の抗弁の申出を行った場合、その情報が当社の加盟する個人信用情報機関にその抗弁に関する調査期間中登録され、又、当社の加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の会員に提供されることに同意します。(7) 当社が加盟する個人信用情報機関は、当社ホームページにおいて公表しております。

**第5条(個人情報の提供・利用)** 申込者は、当社が下記の第三者に対して、第1条の個人情報を、必要な保護措置を講じた上で提供すること及び当該第三者が提供の趣旨に従った下記の目的で当該個人情報を利用することに同意します。

(1) 提供する第三者 金融機関(その関連会社を含む)、特定目的会社、特別目的会社、信託会社(信託銀行を含む)、債権回収会社(以下これらを総称して「金融機関等」という(注2))。

第三者の利用目的 当社の資金調達、流動化その他の目的のためになされる債権譲渡及び担保差し入れ、その他の与信後の権利に関する取引の場合の債権並びに権利の保全、管理、変更及び行使のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

(2) 提供する第三者 申込者が利用する販売店(役務提供事業者、リース会社等を含む)及び当社の提携先(本契約が提携商品による契約の場合に限る)。

第三者の利用目的 ①本契約及び商品等に関する売買契約、役務提供契約等に基づく申込者に対するサービスの履行、権利の行使、紛議等の防止及び調査・解決のため。②本契約又はカードショッピングの精算のため。③商品、役務等の宣伝物・印刷物の送付等による営業案内のため。④商品開発、市場動向調査・研究のため。

提供する個人情報 第1条の個人情報①②③のうち必要な範囲。

- (3) 提供する第三者 融資会社(本契約が提携ローンの場合に限る)。尚、ご利用融資会社は書面等にてお知らせします。
- 第三者の利用目的 与信及び与信後の管理のため並びに宣伝物・印刷物の送付等の営業案内、市場調査・商品開発のため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。
- (4) 提供する第三者 サービサー会社である下記会社。
- 第三者の利用目的 譲り受け又は委託を受けた債権の管理・回収を行うため、及び債権を譲り受けて管理・回収を行うに当たって事前に当該債権の評価・分析を行うため。
- 提供する個人情報 第1条の個人情報のうち必要な範囲。

名 称	住 所	電話番号
日本債権回収株式会社	東京都千代田区麴町5-2-1 5階	03-3222-0328
オリファサービス債権回収株式会社	東京都新宿区大久保1-3-21 ルーシッドスクエア新宿イーストビル8階	03-6233-3480

(注2)金融機関等の具体的な名称については、当社ホームページをご参照下さい。

**第6条(個人情報の開示・訂正・削除)** (1)申込者は、個人情報について、当社所定の方法により開示するよう請求することができます。但し、当社又は第三者の営業秘密・ノウハウに属する情報、個人に対する評価・分類・区分に関する情報その他内部監査・調査・分析等当社内部の業務のみに利用・記録される情報であり、開示することにより当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合及び個人情報保護法に別途定めがある場合に該当すると当社が判断した個人情報については、開示しないものとします。(2)当社が個人情報を開示した結果、客観的な事実について万一、不正確又は誤りであることが明らかになった場合は、当社は速やかに当該事実の訂正又は削除に応じます。但し、客観的事実以外の事項に関してはこの限りではありません。(3)当社が個人信用情報機関又は提供先に提供した個人情報の開示を求める場合には、当該個人信用情報機関又は提供先に連絡して下さい。尚、開示・訂正・削除については、個人信用情報機関又は提供先の定めに従うものとします。

**第7条(本条項に不同意の場合)** 当社は、申込者が本契約に必要な事項(本申込時に申込者が記載・入力すべき事項)の記入等を希望しない場合及び本条項に同意しない場合は、本契約をお断りすることがあります。但し、第2条(1)①②に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

**第8条(利用中止の申出)** 申込者は、本条項第2条(1)①②の目的で当社が当該個人情報を利用している場合であっても、利用中止の申出ができるものとし、この場合、当社は、それ以降の利用を中止する措置をとります。但し、請求書等本契約の業務上必要な書類(電磁的記録の送信を含む)に同封(同送)される宣伝物・印刷物等の営業案内についてはこの限りではありません。

**第9条(本契約が不成立の場合)** 申込者は、本契約の不成立又は成立後、解約・解除された場合であっても、その理由の如何を問わず第1条に基づき、本契約に係る申込み・契約をした事実に関する個人情報が当社において一定期間利用されることに同意します。

**第10条(お問合せ窓口)** 本条項に関するお問合せ及び第6条の開示・訂正・削除の請求並びに第8条の利用中止のお申出先は、下記お問合せ窓口又は取扱支店とします。又、個人情報の開示手続等については、当社ホームページをご参照下さい。尚、当社では個人情報の保護に関する管理責任者として個人情報統括責任者(個人情報の保護と利用に関する所管部の担当役員)を設置しております。

**第11条(条項の変更)** 本同意条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

## 〔相談窓口〕

- 1.商品等についてのお問合せ、ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡下さい。
- 2.本規約についてのお問合せ、ご相談については、株式会社オリエントコーポレーションにおたずね下さい。

### 〈お問合せ窓口〉

株式会社オリエントコーポレーション (<https://www.orico.co.jp>)

お客様相談室 〒102-8503 東京都千代田区麹町5丁目2番地1 ☎03-5275-0211

※当社は電話リレーサービスに対応しています。

## 株式会社オリエントコーポレーション